

平成31年度 国立大学法人島根大学 年度計画

(注) 〔 〕内は中期計画、○数字は年度計画を示す

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1 学生の主体的に学ぶ力を高めるために、フィールド学習や課題解決型授業（PBL）、反転授業等の能動的授業を全授業科目数の45%で実施する。

- ① 主体的に学ぶ力を高めるため、新たな学事暦（フレックス・ターム制）の導入により始まる100分授業において、能動的授業の割合45%以上を維持した上でフィールド学修やPBLを取り入れた改善を進める。

2 単位の実質化を一層進めるため、知識確認型の成績評価（試験等）に加え、理解度やスキル等の獲得度を測るパフォーマンス評価（レポート、作品やプレゼンテーション、実技等）を取り入れた多面的な成績評価実施率を全科目の30%以上にする。

- ① 新たな学事暦（フレックス・ターム制）の導入により始まる100分授業において、多面的な成績評価実施率30%以上を維持した上で、評価基準（ルーブリック）の導入を進める等の改善を行う。

3 卒業時に学士として持つべき資質・能力である到達目標を学生が達成できるよう、ポートフォリオ等を用いて授業ごとの学修成果を蓄積し、到達目標と学修成果の関係を学生に明示する。

- ① 学修ポートフォリオを全学的に導入し、DP（ディプロマ・ポリシー）到達を明確に意識した学生自身による学修計画立案の支援と、教員による学修指導の実施体制を構築する。

4 学生が入学から卒業までの履修とその目的を明確にできるようにするため、カリキュラムマップ、科目番号制（ナンバリング）を伴ったカリキュラムツリーによる教育課程の構造を明示する。

- ① 全ての学士課程において、初年次教育科目やガイダンス・セミナーでカリキュラムツリー等の学修計画支援ツールの活用方法を指導し、学生の主体的な学修計画の立案を支援する。また、より広い視点から主体的な学修計画が立案できるよう、主専攻と特別副専攻プログラム等との関連を示す「学びのセルフプロデュースマップ」を作成し、学生に周知する。

5 グローバルな感性の涵養や教育の国際通用性等の観点から、全学共通教育及び専門教育のカリキュラムの見直しを行い、海外事情・研修等の科目群を整備する。

- ① 全学的な「大学教育におけるグローバル化のための基本方針」及び教育推進センターで定めた「グローバル化対応科目指標」に基づき整備した、全学共通教育及び専門教育のグローバル化対応科目を実施するとともに、海外研修を含む新規科目を3科目実施し、グローバル

な感性を持つ学生を増加させ、グローバル体験へ意欲のある学生を育成する。

6 学生の就業力を育成し、社会的・職業的自立を促すために、IRデータや卒業生アンケートなどを活用し、キャリア系科目の教育内容等の点検と改善を行う。

- ① キャリア系科目における社会人基礎力を構成する8つの能力のうち、改善が必要な能力の向上に資する教育内容の科目をキャリア系科目に選定し、社会人基礎力をさらに高めるためのカリキュラムを整備する。

7 過疎・高齢化、離島・中山間地域問題、地域医療危機などの問題を抱える地域社会の現状を理解し、それらを解決するための力を培うために、低学年から履修可能なキャリア教育やソーシャルラーニングなどの体験学修を10科目以上導入する。

- ① 平成30年度までに10科目以上導入した体験学修科目の質的な向上を図るため、体験学修受講者の大学教育外への応用力や他の学修への展開力について分析を行う。

8 地域課題の解決能力を培うために、学生の幅広い知識と経験を課題解決能力の修得につなぐ科目群から構成された地域志向型の特別副専攻プログラム等を導入し、入学定員の10%以上の学生に履修させる。

- ① 地域課題を多様な方法・視点で解決することを目指す「C I C（コミュニティ・イノベーション・チャレンジ）」及び「キャリアデザインプログラム（CDP）・プロジェクト活動」を新たに導入する。また、履修開始時と履修1～3年目に実施する学生アンケート結果を基に課題解決能力の習得度を明らかにし、プログラムを改善するとともに入学定員の10%以上の学生に履修させる。
- ② 数理・データサイエンスの基礎的素養を育成する教養科目の開講及び特別副専攻プログラムの開設を行うとともに、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムで開発された標準カリキュラム等を参考に本学の数理・データサイエンス教育内容を検証・改善する。

9 地域社会の課題解決のための実践的能力を培うため、平成31年度までに200を超える山陰地域の企業・団体等と協力体制を構築し、山陰地域を対象にしたインターンシップや地域体験型セミナー等を取り入れたプログラムを全学的に実施する。また、受入れ企業等からの評価に基づく目標到達度の調査や事後指導などを活用し、インターンシップの実施体制や評価体制を整備することで、平成31年度までに山陰地域の企業・団体等のインターンシップに参加する学生を50%（対平成26年度比）増やす。

- ① 人材育成のための協力体制を強化拡充するために、平成28年度に立ち上げた「しまね協働教育パートナーシップ」制度の登録団体募集を行い、島根県内を中心に登録団体数200を維持する。また、登録団体等の人材育成機能強化のために、登録団体を対象とした、人材育成や採用、インターンシップ等に係る知識・技術を学ぶ講習会、セミナー、ワークショップ等を4回実施する。
- ② 「しまね協働教育パートナーシップ」制度登録団体との協働による山陰地域でのインターンシップのマッチングや広報を目的とした「インターンシップフェア」を2回開催する。また、登録団体等を対象とした企業ツアーやPBL、交流会等を全学的に実施することでインターンシップ参加者の平成26年度比50%（221名）増を図る。

- ③ 「しまね協働教育パートナーシップ」制度登録団体等との意見交換の場を設け、課題等を整理してインターンシップの実施・評価体制を策定する。

10 教員養成課程においては、能動的学習(アクティブ・ラーニング)に代表される効果的な指導法習得を目的とするカリキュラム改善等、新たな教育課題に対応した教育内容の改革に取り組む。

- ① 学部共通科目として開設する「専門共通科目」において、新たな教育方法を扱う科目及び地域の教育課題を扱う科目を中心に、教育内容を学部のDP、CP(カリキュラム・ポリシー)の観点から再構築した、現代的教育課題に対応する新たなカリキュラムの運用を開始する。また、改修した「プロファイルシートワークブック」を用いて、専門共通科目の学修成果を評価・検証するとともに、第三者による外部評価を受ける。

【大学院課程】

11 自然科学系研究科と人文社会学系研究科の連携により高度技術開発能力を身に付け、イノベーションの創出を図る能力を養成する教育プログラムを提供する。

- ① 高度専門職業人としての能力である高度技術開発能力やイノベーション創出能力を育成するために整理した大学院連携科目と、新たに設計した現代社会の課題を多面的に学ぶ準正科目を組み合わせた教育プログラムを構築する。

12 長期履修制度による社会人の修学年限を延長した教育プログラムや1年間のノンディグリーの履修証明プログラム等の教育プログラムを整備・活用して、第3期中期目標期間中に30名以上の社会人を受け入れ、「学び直し教育」を推進する。

- ① 受講生の意見、企業・団体等を対象としたニーズ調査を基に作成した「学び直し教育」の改善策をこれまでのプログラムに反映させる。また、生涯教育や研究科・学部教育、履修証明プログラムを通じた全学的なリカレント教育を促進する組織(各研究科、関連部局の委員で構成される島根大学リカレント教育委員会)を発足させる。

13 高度専門職業人としての学識を高めるために、コミュニケーション能力、思考力、研究者倫理を含む倫理観、責任感を涵養する研究科共通科目の3科目新設を含むカリキュラム整備を行い、大学院における教養教育を再構築する。

- ① 高度専門職業人に必要な教養という観点から、大学院共通科目・大学院連携科目・研究科ごとの高度教養教育科目を体系化し、学士課程教育とのつながりも踏まえたカリキュラムツリーを作成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

14 IRデータを活用した教員の客観的な指導によって、学生自身が自らの学修計画を遂行できるような支援体制を整備する。

- ① 新学務情報システムに学修支援システム「WILL BE」を統合し、教職員・学生が利用しやすい学修支援システムを構築する。

15 TA(ティーチング・アシスタント)やメンター制度等を点検・改善し、「指導の手引き」の作成や学生へのオリエンテーション等による学生が学生の学びを支援する体制を強化・拡充することで、正課及び正課外での自学修の時間を第2期中期目標期間の平均値に比較し 25%以上増加させるとともに、自主的学修を促進する。

- ① TA・メンター研修の見直し等により、制度の質向上を図り、学生の自主的学修を促進し、自学修時間を第2期中期目標期間の平均値に比較し 25%以上増加させる。

16 教員の教育力向上を図り、教育内容・方法の改善を進めるため、学生評価や同僚評価(ピア・レビュー)を核としたFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を展開するとともに、全教員を対象にしたFD研修会を年5回開催し、参加者を平成30年度までに全教員の75%以上とする。

- ① 平成30年度に収集・作成した教育力向上に資する事例集を活用したFDを年5回実施する。また、FDの参加率75%以上を維持する。

17 教育学部において、実践力のある教員養成のため、学校での指導経験のある教員の割合を30%まで向上させる。

- ① 教育学部において学校で指導経験のある教員の割合について30%以上を維持するとともに、指導経験を有しない教員が附属学校での指導経験を積む制度を整備し、実施することで教員の教育力向上を図る。

18 IRデータを活用した教育業績の評価方法・評価体制を見直し、それに基づく教員評価を実施する。

- ① 大学教員に共通して必要な教育能力として「専門分野における知識・能力」「講義で分かりやすく知識を伝達する能力」「演習・実習で学生を指導する能力」「学士課程の学生の意欲を引き出す能力」「授業を設計する能力」を取り上げ、これらの能力を高めるための教育活動とその成果を「教育業績」として蓄積するとともに、それを振り返り、教育力向上に活用するための自己評価シートを開発・導入する。

19 隠岐臨海実験所において、国境離島・日本海諸島という地理的特性と、北方系・南方系生物群の混在という生物学的特性を活かしたフィールド教育を、大学間連携を基盤に推進する。そのため単位互換制度を拡充し、公募型の実習プログラムを毎年継続して5つ以上提供する。

- ① 再認定された教育関係共同利用拠点において隠岐でしかできない高度なフィールド総合教育の提供による大学間連携を推進するために、隠岐の島嶼生態系(海洋、森林、河川)を題材とした公募型の実習プログラム(提供型を3つ、受入型を3つ)を行い、地域性を活かした質の高いフィールド教育を他大学の学生等に提供するとともに、新設したオープンラボスペース等の学外者利用施設を活かした教育研究を推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

20 学内ワークスタディ企画、授業料免除制度、授業料奨学融資制度などを利用した学生の修学、就学意欲の向上及び経済的不安の軽減を考慮した経済的支援策を講じる。

- ① 平成 28 年度～平成 30 年度の間に実施した 4 つの支援制度に基づいた事業（1. 授業料融資制度、2. 夢チャレンジ奨学金、3. 学会発表等に関する奨学金、4. キャンパス間連携プログラム奨学金）により学生の就学意欲の向上、経済的不安の軽減となったかアンケート調査を基に検証するとともに、経済的困窮を理由とする退学者・休学者の増減について調査を実施し、学生の経済的支援策を引き続き充実させる。
- ② 大学等における修学の支援に関する法律の施行に合わせた体制の整備を行う。

21 FD・SD研修等を通じて学生支援センター、保健管理センター及び各学部間の連携体制を強化するとともに、平成 28 年度に「障がい学生支援室」の設置などにより障がいのある学生を含めた多様な学生に対する相談体制を整備し、修学を支援する。

- ① 引き続き障がい学生に対する合理的配慮等の理解促進を図るため教職員対象の e-ラーニングを実施し、これにより障がいのある学生（多様な学生）に対する対応がどう変化したのかの意識調査を行う。
- ② 厚生労働省が平成 30 年度から新たな制度として開始した「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を導入し、対象学生の支援ができるよう大学と自治体が連携して授業以外の修学全般に係る支援を行う体制を構築する。
- ③ 学生生活における様々なリスクに対応するため、教職員に対して、急病・事故の際の対応手順・連絡方法に関する e-ラーニングを実施するとともに、対応手順等を示した携帯カードの配布及び携帯端末からの情報入手が可能となるように整備する。また、学生対応・修学支援の事例集を作成し、それに基づいた FD・SD 研修会を実施する。
- ④ 平成 30 年度に設置した松江キャンパス学生相談室に来談した学生の満足度、修学状況や進路調査を実施し、その効果を検証した上で、学生相談室の機能を充実させる。

22 学生の社会人としての成長を支援するため、新たに導入する年金、福祉、防犯・訴訟などに関する正課科目の履修及び正課外活動等を通じて学生が身に付けた社会人基礎力を評価し、可視化するプログラムを構築する。

- ① 年金、福祉、防犯・訴訟などに関する正課科目や、身に付く力を明記した「正課外活動シラバス」を用いて、学生が身に付けた社会人基礎力を評価し、可視化するプログラムを構築する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

23 平成 28 年度にアドミッションセンターを設置し、高大接続と入試改革に取り組む体制を整備・強化するとともに、平成 27 年度に立ち上げた入試改革協議会において、中国5県の教育委員会・高等学校等と高大接続及び入試改革に関して意見交換を行い、その方向性を検討する。その方向性に基づき、高校教育で培われた入学志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する島根大学型育成入試を平成 30 年度までに開発し、平成 31 年度までに制度設計を行い、平成 32 年度より実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 平成 30 年度に開発し、2020 年度から実施する島根大学型育成入試「へるん入試」の概要を高校に周知するための広報活動を強化・展開する。
- ② 平成 30 年度に開発し、2020 年度から実施する島根大学型育成入試「へるん入試」の入試要項（案）を作成するとともに、2021 年度以降の新たな出願前教育・入学前教育を展開する

ための体制を整備する。

24 大学への進学意欲を高め、目的意識を明確にした主体的な学びに向かう学生を確保するために、高校での学びの成果を大学の学びにつなげる課題探究学習や地域課題学習型模擬授業(例:現行の「キャンパス・アカデミー」「授業大学」などを統合して新たに実施する「しまだい塾」)等の高大接続事業を展開する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 島根県教育委員会と連携して島根県内の高校教育の改革に資する高大接続を進めるため、県立松江東高等学校をパイロットモデル校として三つの事業(①キャリアデザイン支援事業、②課題解決型学習支援事業、③カリキュラム開発支援事業)を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

25 地域産業や地域社会の振興に寄与するため、松江市発のプログラム言語「Ruby」によるオープンソースソフトウェアの活用、農林水産業の六次産業化、自然災害軽減、疾病予知予防、膵がん撲滅、ICTを活用した福祉、古代出雲等の地域課題に密着した研究を推進し、全学における共同研究等の件数及び外部研究資金等の獲得を平成25年度から平成27年度の年平均と比較し5%増加させる。

- ① たたらナノテクプロジェクトセンターにおいて推進してきた研究を発展させ、金属等材料分野における世界最高水準の研究拠点づくりを地元企業、自治体と協働で推進し、特殊鋼産業を核とした地域産業の活性化に貢献する。また、各学部、プロジェクトセンター等において、地域課題に密着した研究の推進を図り、研究成果還元のためのシンポジウム等を引き続き実施する。これらの取組により、島根県内の企業・団体との、共同研究等の件数及び外部研究資金等の獲得を平成25年度から平成27年度の年平均と比較して10%増加させる。

26 ベンチャービジネスの新たな展開となるナノテク、六次産業化等の独創的研究と教育を推進し、各種シーズ発表会等におけるシーズの提供数を、全学において平成25年度から平成27年度の年平均と比較し50%増加させるとともに、「しまね大学発・産学連携ファンド」などを活用した新たな事業展開に資する研究シーズの提供を図る。

- ① 「しまね大学発・産学連携ファンド」の投資を受け設立した大学発ベンチャーへの支援を引続き行うとともに、各種シーズ発表会への参加、シンポジウムの実施等による、地域産業、地域社会の発展に貢献する研究シーズの提供を平成25年度から平成27年の平均と比較して50%以上増加させる。

27 国際的な存在感を高めるため、ラマン分光法やナノ材料を用いた評価・応用技術等の医理工農連携による異分野融合研究を重点的に実施し、第3期中期目標期間中に医療現場において活用可能な特許の申請を5件以上行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 医・生物ラマンプロジェクトセンター、ナノテクプロジェクトセンターを中心に、医理工農連携による異分野融合研究を推進し、国際会議を2回以上開催し、招待講演を10回以上行い、国際的に評価の高い(Q1論文)学術論文や国際共著論文を10件以上発表することによ

り、国際的な存在感を高める。また、医療現場において活用可能な特許につながる技術の開発を推進する。

28 大学の特色である宍道湖・中海を含む斐伊川水系、隠岐及び沿岸域を対象とした環境に関する研究を推進するため、汽水域研究センター組織を改革し研究部門の新設、統合による研究体制の強化を図り、当該研究センターにおける学外の研究者等との共同研究数と発表論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し倍増させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 平成 29 年度に改組し研究体制を強化してきたエスチュアリー研究センターにおける学外研究者等との共同研究数と発表論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し 80% 以上増加させる。また、学外研究者を含むプロジェクト研究を 8 件以上実施し、宍道湖・中海を含む斐伊川水系、隠岐及び沿岸域を対象とした環境に関する研究を推進する。

29 海外交流協定大学等を中心として国際的な共同研究を推進するとともに、島根県や松江市等の各制度を活用して国際会議の誘致等を積極的に行い、大学の特色となる基盤的研究の向上を図り、大学全体として論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比べ 5 パーセント増加させる。

- ① 海外研究機関等との研究者や大学院生の交流及び国際会議の誘致を積極的に推進する。また、リサーチ・アドミニストレーターを活用して研究の分析を行い、大学全体として論文数及び国際共著論文数を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較して 10% 以上増加させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

30 先端領域や融合領域等大学の特色となる研究をさらに進めるため、リサーチ・アドミニストレーターを配置するなど学内資源を戦略的に再配分し、若手研究者の支援並びに研究推進に活用する。

- ① 研究推進室に配置したリサーチ・アドミニストレーターによる研究データの分析、研究戦略の企画・立案等により、全学的な研究支援体制を構築し、研究推進に活用する。また、新たに開始した若手研究者海外派遣事業により、2 名の若手研究者を海外に派遣する。

31 設備整備マスタープランに沿った研究機器整備並びに学術情報基盤整備等の研究環境の向上に取り組むとともに、研究機器については部局を超えた共同利用を進め、利用情報に関するシステムを運用する。

- ① 研究機器情報の一元管理等により、必要性、緊急性、重要性等を勘案し、整備・更新を推進する。また、総合科学研究支援センターに設備利用推進室を設置し、研究機器の共同利用をさらに推進する。
- ② 第 7 期学術情報基盤整備計画の基本方針に沿って、本学の研究活動に必要な電子ジャーナル及び文献のデータベースを整備する。また、人文科学系の学術情報基盤としてのデジタルアーカイブに、地域の個人や機関が所蔵する史資料や、本学が所蔵する一般公開になじまない学外限定公開の史資料を掲載し、人文科学系の研究環境の向上を図る。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

32 地域貢献人材を育成するため、平成 29 年度までに地域志向科目のカリキュラムマップを策定するとともに、平成 30 年度までに地域志向型初年次教育科目の全学必修化を図り、地域の課題に特化した地域基盤型教育及び課題解決型教育を体系化し実施する。

- ① 必修化した地域志向型初年次教育科目、カリキュラムマップにより体系化した地域基盤型教育（BS）科目及び地域課題解決型教育（CS）科目を開講して教育効果の検証を継続的に実施するとともに、前期には島根県内自治体と連携したフィールドワーク、後期には「しまね大交流会」の地域志向教育における活用を進め、地域協働型の教育を推進する。

33 本学教員及び学生を含む多種多様な地域のステークホルダーが一堂に会する異業種大交流会を年1回開催し、地域課題解決のためのニーズと本学が持つシーズとのマッチングを図ることで、実効性の高い課題解決型研究を推進する。また、その成果を地域に還元するとともに、構築型地域情報アーカイブプラットフォームシステムを構築し、広く地域内・外に発信する。

- ① 教員及び研究組織による地域課題解決型研究を促進するため、異業種大交流会（しまね大交流会）を開催し、大学と地域のシーズ・ニーズをマッチングする出展者交流会の充実を図る。
- ② 構築型地域情報アーカイブプラットフォームシステム「Ago-Lab」の利用を促進し、アカウント登録件数及び記事投稿件数の拡大を図る。また、地域志向型初年次教育科目やゼミ等での活用を担当教員へ促す。

34 山陰法実務教育研究センターや地域教育魅力化センターによる法実務や地域創成に関わる教育プログラムを確立し、社会貢献や地域活性化を志向する社会人を第3期中期目標期間中に 60 名以上受け入れ、スキルアップ等の学び直し教育を推進する。

- ① 山陰法実務教育研究センターの「地域社会や職場等における法実務スキルアップのための“特別教育プログラム”」、及び地域教育魅力化センターの「ふるさと魅力化フロンティア養成コース」において、27 名以上の社会人学生を受け入れたプログラムをこれまでの実績及び授業評価等を踏まえて改善した上で実施する。

35 地元自治体、産業界及びNPO法人等と継続的な連携を図るための体制を整備し、全学部において少子高齢化や新たな産業創出等の地元自治体等の課題解決に向けての施策及び各種事業へ参画することで、地域社会の振興及び本学における教育・研究の活性化を図る。

- ① 「地域未来協創本部」において、包括連携協定締結市町村とは「じげおこしプロジェクト」で、また、「しまね協働教育パートナーシップ」登録団体とはセミナー等により、教育・研究領域との域学連携を促進する。
- ② 地域における産業創出支援の一環として設置したオープンラボスペース「地域コミュニティラボ」、「技術コミュニティラボ」、「教育コミュニティラボ」を活用した展示、セミナー、ワークショップ等の開催し、利用拡大を図る。

36 生涯教育推進センター、附属図書館、ミュージアム及びその他教育・研究組織や施設等が有するシーズと機能を活用し、地域からの多様なニーズに対応した生涯教育の場等を提供する。

- ① 地域のニーズを踏まえて島根大学として開設すべき講座について検討し、公開講座を運営

していく体制を確立・強化する。

- ② 生涯学習や地域の学術的・教育的ニーズに対応した学術情報基盤を提供するため、次の取り組みを進める。1) 附属図書館史資料デジタル化方針(第2期)を策定し、方針に基づいたデジタル化と公開を進める。2) 2018年度に策定したオープンアクセス方針に基づき、学術情報リポジトリ(SWAN)への登録を進め、本学の研究成果の公開を促進する。3) 地域の諸団体が発行する様々な資料を登録・公開する「しまね地域資料リポジトリ(GO-GURa)」の登録と公開を促進する。
- ③ 平成30年6月に移転・オープンした総合博物館において、拡充された展示スペースにて常設展示の展示替えを1回以上、企画展示の開催を2回以上行い、また、総合博物館市民講座の開催を7回以上行い、教育プログラムでの活用及び団体見学の受入れを実施するとともに、ホームページ(HP)やパンフレット配布等による広報活動を強化し、学術的資料を地域に提供する。

37 中期目標期間を通じた教員就職率を平均 65%、島根県・鳥取県の小学校教員就職率を平均 20%、島根県の小学校教員について島根大学卒業者の占有率を 35%まで増加させるため、また、教職大学院修了者(現職教員学生を除く。)における教員就職率 80%を確保するため、教員採用試験受験者に対する外部講師によるセミナー、面接指導、模擬授業指導等の支援プログラムを充実させる。

- ① 「教員採用試験受験テキストブック8」を編集し、学部HP上に掲載、学内の教員採用試験を受験する者に対して閲覧可能にする。また、「島根大学未来教師塾」が開催する教員採用試験対策セミナーへの参加率を対象者の50%に高め、様々なセミナーへ延べ340人以上を参加させる。さらに、教員採用試験受験者に対する面接指導等を実施し、学部卒業生における教員就職率65%、島根県・鳥取県の小学校教員就職率20%、島根県の小学校教員について島根大学卒業者の占有率35%、教職大学院修了生(現職教員学生を除く)における教員就職率80%を目指す。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

38 学内の教育研究環境のグローバル化を推進するため、外国人教員(外国での教育経験のある教員)を100%増加させるとともに、英語による授業を学部で50科目に、大学院では50%増にする。

- ① 外国人教員を前年度末と比して2名以上増加させるとともに、平成30年度に学部で96科目、大学院で453科目が登録されている英語による授業科目に関し、学生向けの履修指導及び広報を強化することで履修登録を行う学生を増やし、実際に開講する英語による授業科目を学部で50科目以上、大学院で30%増とする。

39 学生の異文化への関心を高めるため、海外協定校への研修プログラムなどを活用して、学生の海外派遣数を30%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 平成30年度に整備したフレックス・ターム等を活用して、新たにアジアをフィールドとした海外研修プログラムを創設するとともに、海外関心を醸成する授業科目及び海外英語研修プログラムを改善の上実施する。さらに、留学ウィーク及びグローバル月間を設けて集中的

に学生向けの広報を行う。これらの取組により海外への関心を高め、学生の海外派遣数を平成 27 年度比 25%増加させる。

40 国際通用性のある教育プログラムを実施するため、海外における協定大学との教育・研究交流を推進し、大学院におけるダブル・ディグリー制度等を2大学との間で導入する。

- ① 平成 30 年度に協定を締結した中国・寧夏医科大学とのダブル・ディグリープログラム（DDP）による学生受入を開始するとともに、本学学生向けのDDPに関する広報を強化し、本学からのDDP協定校への学生派遣を開始する。

41 海外からの優秀な留学生を確保するために、国別に帰国留学生同窓会を2か国増加させ、帰国留学生との連携を強化する。

- ① 第2期と比較して倍増させ、6か国となった帰国留学生同窓会との連携をさらに強化するため、日本国内にいる元島根大学の留学生の同窓組織を設置し、国内日本語学校等での留学生確保に向けた広報活動や母国同窓会への情報提供等で協力し、留学生増を図る。

42 地元企業からの「島根大学留学生受入支援基金」を活用し、インターンシップ等を通して地元企業への就職を支援する等によりアジアからの受入学生を 30%増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ① 地元自治体と協働でインドに派遣した日本語教員及びインド・コチ理工大学に設置した共同オフィスを活用し、現地での日本語教育を充実させる。また、日本での就職を目指す韓国の学生を受け入れるため、韓国の大学との「3+1プログラム」（韓国の学生が韓国の大学で3年間、本学で1年間学修しながら日本での就職活動を行う）を開始する。さらに、「島根大学留学生受入支援基金」等を活用した地元企業でのインターンシップを継続して実施する。これらの取組によりアジアからの受入学生を平成 27 年度と比べて 25%増加させる。

43 留学生のための生活マニュアルと履修モデルを作成して、学生チューターに配付することなどにより、学生チューター制度等の充実を図り、渡日した留学生への生活面・学習面での支援体制を強化する。

- ① チューター研修会や留学生の入学3か月後の面談を引き続き実施するとともに、留学生への支援を充実させるため、留学生活マニュアルや来日直後の困り事等に関する留学生向けQ&AをHPに掲載する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

44 総合診療に重点を置いた地域医療実習、臨床研修、海外での地域医療研修などを推進し、高齢化先進県である島根県において地域包括ケアでリーダーとなれる総合診療医等の医療人を養成する。

- ① 地域医療実習や海外研修を実施し、地域で活躍できるリサーチマインドと国際的な視点を持った医療人を養成するとともに、地域包括ケアに従事する総合診療医等の医療スタッフならびに、大学院修士課程および博士課程の修了者が活躍する地域包括ケアシステムの構築に

貢献する。人材養成においては、地域包括ケアコンソーシアムを中心として県内関連機関、大田総合医育成センターとの連携を一層強化し、円滑な地域包括ケアの提供に貢献できる医療人を養成する。「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」等に基づき、遺体を使用した手術手技向上、安全な手術の推進、並びに新たな手術手技の開発に向けて、昨年度末に設置した Cadaver surgical training (C S T) センターを活用し、医療人養成に役立てる。

45 一般社団法人「しまね地域医療支援センター」と連携して、新専門医制度に則った後期研修プログラムを活用してリサーチマインドを有し、高齢社会に対応できる専門医を養成するとともに、医師不足地域にも配慮した適正な医師配置を行うシステムを構築し、運用する。

- ① 開始2年目となる新専門研修プログラムを適切に運用する。当院が基幹施設となり、卒後臨床研修センター専門研修等部門と各診療科が県内の大半の病院が参加する新専門研修プログラムに登録した専攻医に対して、臨床研究の視点も取り入れた大学病院ならではの専門研修を提供するなど専門医取得に向けて全面的に支援する。医療法及び医師法の一部を改正する法律に基づき、地域枠等出身医師については、適用するキャリア形成プログラムをしまね地域医療支援センターとともに策定する。次年度に向けて本年度以上の専攻医確保を目標とする。
- ② 医療法改正に伴い、国の定める「医師偏在指標」を活用して島根県が策定する「医師確保計画」に沿った医師派遣の実施を目標とする。島根大学医学部附属病院医師派遣検討委員会を中心として、しまね地域医療支援センター、島根県等が連携し、県全域の医療提供体制確保に向けた透明性の高い医師派遣を行う。医師偏在解消に向け、地域枠等出身医師にあっては地域勤務の義務履行に配慮しつつ、マッピング結果等に基づく地域特性を考慮した医師派遣を行う。また、医師派遣に特化したクロスアポイントメント制度の活用を更に進める。

46 病院再開発事業により大幅に向上した病院機能をフルに活用し、ハイブリッド手術室用機器等を計画的に導入して高度で先進的な医療を展開する。また、救命救急センター機能の拡充、高度外傷センターを平成 28 年度に設置して島根県全域を対象とした外傷救急機能を付加して、島根県の救急・災害医療に主要な役割を担う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 県内唯一の特定機能病院として高度で先進的な医療を推進する。心血管疾患、脳神経疾患に対する高度医療を実施するとともに、脳卒中患者を 24 時間受入れ、高度脳卒中医療を提供する脳卒中センターを設置する。周産期医療部門に MFICU (母体胎児集中治療室) を設置し、実質的に県内トップの周産期母子医療センターとしての役割を果たす。難病総合治療センターによる難病に対する包括的な診療、アレルギーセンターが多様なアレルギーに対する組織横断的な治療を実施し、それぞれ昨年度末に指定された拠点病院としての役割を果たす。ロボット手術推進センターが中心となり、ロボット支援手術の安全で適正な手術を実践する。手術件数 8,000 件、難易度の高い手術件数の割合を 13%、病床稼働率 90%とする。
- ② 高度外傷センターを核として、当院専用ドクターカー及び島根県防災ヘリを活用し、県全域を対象とした外傷救急を実施する。高度外傷センター所属医師 11 名とし、救急科 2 名、各科からの派遣医師 3 名、計 16 名の医師で救命救急センターの機能を維持し、充実段階評価の評価区分で、最も秀でている評価として創設された S 評価にふさわしい活動を行う。2020 年のオリンピック開催に向けて厚生労働省が主導するテロ対応の救急医の養成事業に指導的立場で協力するとともに、災害医療・危機管理センターを中心とした災害医療に対する取り組みを強化する。前年度と同等の交通事故患者搬入件数、重症患者数を扱い、島根県内における不慮の事故死者数の減少に貢献する。

47 臨床研究体制を整備して治験件数を第2期中期目標期間実績に比べ 20%増加させる。また、希少疾患に対する診療支援を行うとともに、当院独自の再生医療の実施等、研究者主導臨床研究を活性化する。

- ① 臨床研究センターの臨床研究支援部門が中心となり、臨床研究の実施・支援体制を強化・活性化し、臨床研究の質を向上させる。臨床研究中核病院（岡山大学病院、九州大学病院）との連携研究件数を増加させる。医師会治験促進センターやSMO（治験施設支援機関）による新規治験案件の紹介を積極的に活用、並びにしまね治験ネットの浸透を図り、新規治験件数の更なる増加を目指す。また、医師主導治験の増加を図る。
- ② 再生医療センターにより閉鎖型無菌細胞調整システム（CPWS）等を活用した高品質の特定細胞加工物（高純度間葉系幹細胞MSC）の製造、急性GVHD（移植片対宿主病）等、先天性骨・軟骨形成不全等に対するMSC投与、膝関節軟骨損傷に対するコラーゲンゲル包埋培養軟骨細胞移植を継続実施する。再生医療実施件数の増加と成績の向上を図るとともに、島根大学発バイオベンチャーであるPuRECが開発している超高純度間葉系幹細胞（REC）を活用した医師主導治験実施に向け、再生医療用RECの製造・管理・保管基盤の構築、RECの安全性と効果の実証等を継続し、非臨床POC（Proof of Concept）の取得を目指す。

48 自治体、地域医療機関との連携を強化し、都道府県がん診療連携拠点病院として、島根県のがん診療のハブ機能を担い、就労支援を含めたがん相談体制、希少がんの診療において中心的な役割を果たす。

- ① がんゲノム医療センターによる診療科横断的ながんに対するPrecision Medicineの実施、並びに先端がん治療センターによる希少がん・小児がん対策、がん地域連携パスの運用を実施し、島根県内のがん医療水準を劇的に向上させるとともに、がん治療に携わる人材の育成とがんに関する臨床研究を推進する。保険承認された薬剤が少ないことが問題になっている希少がん患者に対し、がん遺伝子パネルで有効な薬剤を探るゲノム医療を推進するとともに、遺伝子検査に基づく薬物治療を積極的に実施する。
- ② がん治療高度化に向け増設したMRIの稼働実績を伸ばすとともに、PET-CTを導入し更なるがん治療の高度化を目指す。放射線治療の更なる高度化に向け、既存の放射線治療装置のバージョンアップを行うとともに、高機能放射線治療施設整備計画の策定を開始する。また、がん患者の就労支援や、AYA（Adolescent and Young Adult）世代向けにCLS（Child Life Specialist）の活動を拡大するための拠点を整備し、小児がんを含む包括的ながん医療を推進するとともに、県内のがん診療のレベル向上への責務を果たすため、多職種の医療従事者に対して院内外でがん診療従事者研修を実施する。

49 全国で最初に「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けている大学病院として、環境に配慮し、かつ、男女共同参画を推進してイブニングシッター制度の導入等による就業形態の改善を行う。

- ① 環境改善を志向する人材の育成、エネルギー使用量と一般廃棄物の削減、感染性廃棄物、毒劇物・特定化学物質の適正管理、診療関連の環境改善（アクシデントの低減）、駐車場整備を継続する。光熱水量について、前年度実績以内の面積当たりCO₂排出量を目指す。
- ② 働きやすい職場とするために、職員満足度調査の結果を労働環境の改善に反映させ、医師クラークの増員配置、女性医療従事者の復職及び福利支援事業を拡大、充実させる。育児支

援を充実させるため、出雲キャンパス敷地内に設置した学童保育施設の利用実績を向上させる。医師の確保、チーム医療の推進、複数主治医制の拡大等により、医師の長時間勤務を是正するとともに、看護師については、病棟看護で導入しているPNS（パートナーシップ・ナーシング・システム）を超過勤務時間の縮減、安全で効率的な看護に役立てる。前年度に設置したワーキング・イノベーションセンターの活動を活性化させ、職員の超過勤務時間の短縮を目指す。

（3） 附属学校に関する目標を達成するための措置

50 平成31年度に義務教育学校を設立することを目指し、学部改組による新しい教育課程に対応した附属学校組織へ先駆的に改変するとともに、教員研修機能を強化するために教職大学院を加えた運営体制の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ① 義務教育学校を設置し、新たなカリキュラムでの教育を開始するとともに、新設科目「未来創造科」に関して、児童生徒や教師等の評価を実施する。また、変形労働制導入による超過勤務時間の削減、委員会等学校組織の見直しや学校行事の削減などの「働き方改革」を推し進め、その成果について全国に発信する。
- ② 鳥取県との人事交流に関して、鳥取県教育委員会との協議を行い、2020年度からの人事交流の実施を決定する。
- ③ 教職大学院専任の主事を加えた新たな運営・協働体制によって、附属学校を活用した地域の現職教員対象の教職大学院と協働した研修プログラムを開発・実施する。また大学院1年次教育実習で附属を活用する新たなメニューの導入効果の検討に基づき、より教職大学院生のキャリア・ニーズに対応した附属学校での教育実習プログラムの開発をさらに推し進める。

51 アクティブ・ラーニング等の新たな教育課題に対応した実践的教育・研究活動を強化し、その成果を全国及び地域に発信する。

- ① 2018年度より開始した教科ごとの複数回の研修会を継続し、研修会参加者への紙媒体及びSNS「山陰ティーチャーズLINE」によるアンケートを通して、地域の学校への有効性を明らかにする。
- ② 「ふるさと教育」など地域・教育的ニーズに対応した「未来創造科」（義務教育学校科目）の9年一貫の教育を実践し、児童生徒への教育効果を明らかにする。さらに、小・中学校に加え、「地域課題学習」を実践している高等学校や島根県教育委員会等行政機関などを対象に成果報告会・研修会を実施し、高等学校との連続性も視野に入れた義務教育段階のカリキュラム・教育モデルを発信する。

52 地域の教育課題である「通常学級における特別支援教育」について、これまでの実践研究を基盤とした附属学校のカリキュラム開発・実践を行うとともに、特別支援教育を推進するなど研究開発学校として先駆的な実践研究を行う。

- ① 特に通常学級担任の特別支援教育の資質・技能の向上のための短期研修プログラム（のべ1週間）への参加を、島根・鳥取両県から派遣された教職大学院生やその他島根・鳥取両県の学校に募り、教育・研修効果を明らかにする。
- ② 通常学級での教科の授業計画に、支援を要する児童生徒への対応策を盛り込んだ新たな授業計画の島根大学附属学校様式を開発し、地域の現職教員対象の研修において公表しその有

効性を評価する。

- ③ 通常学級における特別支援教育に関する研修会主催、地域の学校での研修会への講師派遣や学校コンサルテーションを継続し前年度実績を維持するとともに、新たに、高等学校における特別支援教育のため設置された島根県の西部・東部の拠点校へのコンサルテーションを開始することにより、地域の特別支援教育推進への貢献性を高める。

53 アクティブ・ラーニング等の新たな指導法のための教育実習プログラムを開発・実践する。

- ① 子どもの主体的・対話的学習を深化させるAL等の現代的教育課題へ対応可能な資質の育成を目指した教育実習プログラムを、後期での教育実習（実習Ⅳ）から実施、また、これを反映した新たな学生評価原票を作成し、新プログラムの効果を明らかにする。

54 教職大学院と協働して、附属学校の機能を効果的に活用した現職教員教育のための「教育実習プログラム」を教育委員会と連携し開発・実践する。

- ① これまでの現職教員大学院生の勤務校を対象とした実習プログラムに加え、附属学校をフィールドとした新たなメニューを設け、その導入効果を明らかにする。
- ② 旧小学校南校舎に教職大学院生の拠点として設置した教職大学院附属サテライト教室を活用し、教職大学院主催の地域の現職教員を対象とした研修会を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

55 大学運営の意思決定体制の点検・見直しを行い、学長・役員会を中心としたより機動的・効率的なシステムを整備し、戦略的な学内資源再配分を行う。

- ① 学部等の組織の枠を超えた「学位プログラム」の速やかな導入が可能となるよう、その趣旨を踏まえた教員組織（学術研究院）の検討を行う。
- ② 学部・研究科ごとの予算・決算の管理、教育研究評議会等での学内への情報共有及び予算・決算状況を活用した次年度に向けた戦略的な予算配分など、学内の見える化に取り組む。

56 全学IR室(仮称)を設置し、特に教育・研究等に関するデータを集積、分析し、大学運営に活用する。

- ① 四半期ごとのデータ更新を行うとともに、大学教育センターの教学IR及び研究推進室で集積・分析されたデータについて必要なものを収集し、全学IRデータとして一元的に提供する。また、学内の資源配分にあたってこれらのデータを積極的に活用するとともに、必要に応じたデータ分析を行う。
- ② 財務諸表でのセグメント開示において、各学部等の単位での開示を行うとともに、本学HPで公表している財務状況分析に、教育研究活動の成果等を盛り込んだ財務レポート(仮称)を作成するなど、学外への見える化に取り組む。

57 研究活動の活性化を図るため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に適切な業績評価体

制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を年俸制導入等に関する計画に基づき、平成28年度末までに70名導入し、第3期中期目標期間中に全教員の15%に導入する。

- ① 業績連動型年俸制については、平成30年度までに155名、全教員の23%に導入しているが、人事給与マネジメント改革に対応した制度設計を行い、平成31年度中に新年俸制を導入する。新規採用者には一律適用するとともに、その他の教員については本人の同意を得て、段階的に適用者を増加させる。年俸制導入等に関する計画については平成31年度中に見直す。

58 弾力的な人事・給与制度を活用して、業績連動型年俸制を適用する教員のうち30%以上を若手教員として積極的に採用するとともに、外国人教員を倍増させる。また、若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員比率を24.3%以上に増加させる。

- ① 新年俸制の適用を受ける若手教員の増加を図り、従来の年俸制と新年俸制の適用を受ける教員の若手教員比率30%以上を維持する。また、外国人教員を前年度末と比して2名以上増加させるとともに中期計画（倍増：36名）に向かって着実に採用する。

59 男女共同参画を推進するため、女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備し、女性教員の比率を22%以上に、女性幹部職員の比率を13%以上に増加させる。

- ① 女性教員比率について定期的に確認し、21%以上になるように、女性教員の比率が特に低い理系分野での女性限定公募実施や、公募要領に「男女共同参画推進」について表記するなど女性教員増加に向けた取組を引き続き実施する。また、仕事と家庭の両立支援のため、研究サポーター制度を継続実施するとともに、「SANIN 研究者ネットワークご縁ネット」の活動として、女性プロジェクトリーダー育成のための研究費助成を行う。その他、女性幹部職員比率についても定期的に確認し、13%以上を維持するために、女性教員増加に向けた取組を実施するとともに、女性職員についてはキャリアアップセミナーを開催する。

60 監事へのサポート体制の一層の充実を図り、教育研究や社会貢献の状況、大学ガバナンス体制等を含む広い範囲の監査を実施して、その結果を業務に適切に反映させるとともに、内部統制システムについて外部者の視点からの監査及び助言を受けて、同システムの継続的な見直しに反映させる。

- ① 監事を補佐する体制の整備について引き続き検討するとともに、教育研究や大学ガバナンス体制に関する監査を実施して、その結果を業務に適切に反映させる。
- ② 前年度の内部統制システムのモニタリングの課題を整理し、各業務に適切に反映されているかを検証するとともに、監事からの監査、助言を踏まえ、内部統制システムの運用について改善を行う。

61 幅広い視野での自立的な運営改善に資するため、経営協議会学外委員、学外有識者や本学社会人学生等との意見交換会をそれぞれ毎年1回以上実施し、様々な学外者の意見を大学運営に反映させる。

- ① 大学の運営改善に資するため、経営協議会学外委員と役員との懇談会、外部有識者懇談会、社会人学生との意見交換会等をそれぞれ1回以上開催し、そこから出た意見への対応を関係部局と協議の上、大学運営及び将来構想に適切に反映させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

62 少子化・高齢社会の進展などの地域課題に対応するため、法文学部、教育学部及び法務研究科等の教育研究組織の見直しを行い、成熟社会で活躍する実践的人材養成を目的とした心理、福祉社会、健康分野を融合した新たな学部を平成 29 年度に設置するとともに、社会的ニーズ等を踏まえ、平成 33 年度までに人文社会科学系大学院の組織及び規模等の見直しを行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 2021 年度の人文社会科学系大学院の組織改編を目指し、国立大学改革方針及び社会的ニーズを踏まえた新たな研究科の設置計画を策定する。

63 全学的視点から、理系学部・研究科の教育研究組織の点検を行い、学部については平成 30 年度、大学院については平成 32 年度までに社会的ニーズに合わせた組織と入学定員の見直しを行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ① 平成 30 年度に改組した理系学部・研究科について、地方大学・地域産業創生事業「先端金属素材グローバル拠点の創出」に向け、より金属工学を強化した教育を実現するため、国立大学改革方針も踏まえた総合理工学部及び自然科学研究科の教育体制の検討を開始する。

64 平成 33 年度までに教育学研究科を改組し教職大学院に一本化し、教員養成機能の全学的な支援体制を整備する。

- ① 教育学研究科を教職大学院に一本化するため、修士課程の見直しを行い、2021 年度の改組を目指して設置計画を策定する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

65 事務のペーパーレス化などITの活用を進めることにより、事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、年度毎に各部署からの報告を受けるなどの方法で業務の事務量やバランスを把握し、事務組織全体の継続的な見直しを行う。

- ① 前年度に導入した議事録支援システムを活用するとともに、事務処理の簡素化・迅速化に資する新たなシステムの導入を行う。また、事務連絡会議で各部署の業務量等を把握し、業務改善及び事務組織の見直しについて検討する。

66 特定分野での専門性とマネジメント能力を兼ね備えた人材の養成を図るための研修を毎年実施するとともに、業務の改善と効率化に対する意識の向上のため、毎年説明会等の取組を推進する。

- ① 業務の改善、効率化を図るためSD研修の実施及びeラーニング研修を実施する。特定分

野での専門性とマネジメント能力を兼ね備えた人材を養成するため、必要な資格取得に対する支援や国立大学協会中国四国支部及び人事院において計画される研修への積極的な職員の派遣、学内において階層別の研修を行い、学内外における研修を推進し、キャリアアップを図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

67 外部研究資金の増加を図るため、IRによる分析データの活用等により、今後外部研究資金の獲得が望める若手研究者等に対して、研究資金等の再配分が可能となるよう、学内予算配分の見直し等を行う。

- ① IRによる分析データの活用等により、外部研究資金の獲得が望める若手研究者等に対して、戦略的機能強化推進経費などの予算配分により支援を行う。

68 リサーチ・アドミニストレーター等を活用し、外部研究資金等の獲得額を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し5%増加させる。

- ① 外部資金獲得のための意識啓発及びクラウドファンディングの推進を継続的に行うとともに、平成 30 年 11 月に設置した、島根大学イノベーション創出機構次世代たたら協創センターにおける、産学連携による共同研究の締結等により、外部研究資金等の獲得額を平成 25 年度から平成 27 年度の年平均と比較し5%増加させる。
- ② 基金担当理事等が中心となって企業訪問による募金活動を拡大するとともに、寄附受入に関する情報発信方法や寄附メニューの多様化等、寄附がしやすい体制を構築し、前年度を上回る支援基金を受け入れる。

69 病院経営の基盤強化を図るため、「病院経営改善目標値」を設定するとともに達成状況を検証し、病院収入を増加させる。また、臨床研究を活性化し、治験等による外部資金を獲得する。

- ① 病院経営企画戦略会議において「病院経営指標目標値」の設定と毎月の達成状況を検証・評価し、一昨年度に増室した手術室の効率的な利用等により病院収入の増収を図る。また、しまね治験ネット及び治験施設支援機関を有効活用し、治験に係る外部資金の獲得増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

70 事務手続の簡素化・効率化、会議時間の短縮や電子化による資料削減を行うなど、徹底した業務量の削減に取り組むとともに、IRによる分析データの活用等により、学内予算配分の見直し等を行い、毎年度1%の一般管理経費の抑制を行う。

- ① 法人文書管理等の業務量削減に向けた、文書管理等の業務支援システムの導入に向けた検討を行う。

- ② 財務データ等のIRデータを活用し、予算編成において引き続き対前年度1%の一般管理経費（管理対象分）を削減するとともに、執行における削減にも取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

71 土地、建物、設備等の保有資産の活用等を促す環境の構築に努め、用途変更・売り払い・除却等を実施しつつ外部利用の増加も含めた資産の有効活用を行う。

- ① 職員宿舎の今後の在り方に係る基本的な方針の検討を行うほか、保有資産が有効活用されているかを判定するため、固定資産の実査及び減損の調査を実施し、その報告書を踏まえ、必要に応じて有効活用のための方策（用途変更、譲渡等）を策定する。

72 施設改修等を図る中で、全学的に施設の再配分を行い、大学機能強化に資する全学共用スペースを確保した上で、競争的スペースを第2期中期目標期間末の2倍確保する。

- ① 改修工事に伴う仮移転先等として暫定使用している全学共用スペースについて、今後の機能強化に資する新たな利用計画を策定する。また、更なる競争的スペースの確保に向けた取組として、全学共用講義室に使用しているスペースの利用状況を調査する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

73 教育研究の質の向上及び大学運営の改善を実質化するため、自己点検・評価結果を評価配分経費等のインセンティブに反映するなど、認証評価、法人評価等の評価結果を業務に反映させるための体制を強化する。

- ① 各部局の強みや特色、大学の目指す方向性に沿った中期目標・中期計画への取組状況を評価し、その結果に基づいた経費配分を行う。
- ② 教育研究の質の向上のため、教員個人評価における全学共通項目を用いた厳格な評価方法を構築する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

74 教育・研究等活動の大学情報について、大学ポータルや映像等も用いわかりやすく公表するとともに、ステークホルダーを意識した効果的な広報ツールにより情報提供を行う。登録者数が増加傾向にある大学公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した情報発信を第2期中期目標期間より50%増加させる。

- ① 社会の信頼に応え、大学への理解をより一層得るため、学内外（各部局広報担当、学生広報サポーター、広報誌読者、島大会員、教職員、報道関係者、企業等）からの情報収集の場を広げ、ステークホルダーを意識したSNSの情報発信（平成30年度に第2期中期目標期間

より 85%増加) を毎月 10 回程行う、「挑戦する国立大学」を四半期ごとに更新するなど、HP、大学広報紙等を通じて情報発信の強化を行う。また、HPの公開内容の確認作業を四半期毎に行い、公開内容をブラッシュアップし、分かりやすく公表する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

75 「島根大学キャンパスマスタープラン」の基本方針①大学の特性を最大限発揮するための戦略的な施設整備、②持続可能な教育研究環境のための施設整備、③安全・安心な教育研究環境のための施設整備を、国の財政措置の状況を踏まえ着実に実施する。

- ① インフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、個別施設計画（建物関係）の策定に向けた出雲キャンパスの調査を行う。また、個別施設計画（ライフライン関係）等を踏まえ、2019年度以降の施設整備事業計画を策定し、必要に応じてキャンパスマスタープランの見直しを行う。さらに、これらの計画に基づき、2019年度事業を着実に実施することで、施設の老朽改善及び機能強化を図る。
- ② 多様な財源を活用した施設整備の推進として、昨年度策定した、新たな国際交流会館の整備に係る基本計画案を国際交流課と連携して見直す。また、松江キャンパス駐車場について、今後の有料化も含めた検討・調査を行う。さらに、平成 29 年度に完成した附属病院内の高度外傷センターについて、施設整備の効果検証を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

76 学内構成員の健康保持に努めるため、大学が実施する健康診断の受診機会を、特定化学物質・有機溶剤を常時使用する学生(約 120 名)に広げるとともに、法令等に基づき適正な安全衛生活動を実施する。

- ① 一般健康診断及び特定化学物質・有機溶剤を常時使用する学生にも対象を広げた特殊健康診断については、追加日程の設定や未受診者への勧告等を行う。また、ストレスチェックについて、受検期間中は本人及び管理職に向け周知を徹底し、高ストレス者については、面接指導の勧奨を産業医と連携して実施する。さらに、働き方改革を踏まえた産業医・産業保健機能の強化として、産業医の業務内容、相談方法等について案内文書の作成及び学内HP等を利用して教職員に対し周知を行う。
- ② 化学物質管理システムの稼働状況を管理し、引き続き、利用者からの同システムに関する追加要望等についても適切に対応するとともに、カスタマイズの仕様案を策定する。また、安全衛生管理での取組として、改正健康増進法等を踏まえ、松江キャンパスの受動喫煙防止対策及び敷地内禁煙に向けた取組を実施する。

77 教職員・学生にとって、安全で健康な教育環境の整備を行うとともに、島根県・松江市等と定期的に協議を行うことにより連携を強化し、危機管理体制を充実させる。

- ① 教職員・学生の安全確保を図るため、業務継続計画（BCP）に基づく教育・訓練を実施

するとともに、BCPの継続的な見直しを行うことで危機管理体制を強化する。また、島根県・松江市等の自治体と協議を行い、原子力災害時の受援体制や、自然災害時の指定避難所運営等に係る連携体制を強化する。

- ② 前年度の防火・防災訓練の検証を踏まえ、内容等を改善した上で訓練を実施する。また、防災設備点検及び防災管理点検に基づく不備箇所（事項）の改善を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

78 内部統制システムの整備や継続的な見直しを行うとともに、役職員への周知、研修の実施、情報システムの更新を行う。

- ① 内部統制システム運用規則に基づき、適切なテーマ選定を行い、役員によるモニタリングを実施し、その結果を、当該業務を所掌する理事が中心となって検証することで本学の内部統制システムの強化・改善を図る。また、内部統制システムに関する役職員等への研修を引き続き実施する。
- ② 前年度の検証に基づくコンプライアンス・プログラム（規則等の整備及び教育・研修を実施するための全学的な年度計画）の策定とともに、コンプライアンス事案への対応のために定めている情報の伝達に関するマニュアルの定着を図るための周知徹底及び通報制度の研修を実施することにより、コンプライアンス体制の定着化と改善を図る。

79 研究不正行為の防止のため整備した「研究不正防止対策本部」、「研究活動不正対策委員会」及び各学部等に設置した「研究倫理教育責任者」において、論文の捏造や改ざん、盗用等の不正や倫理に対する問題意識を深め、学内構成員の研究健全化・法令遵守を図るため、研究倫理教育を毎年1回以上実施し、理解度テストの実施により理解度の確認を行う。

- ① 研究不正行為の防止のためのeラーニングによる研究倫理教育を実施するとともに、理解度テストを課して理解度の確認を行う。大学院生については論文作成のプロセスに入る前にeラーニングの受講を義務付ける。また、構成員、学生を対象とした研究倫理に関する講演会を実施する。

80 コンプライアンス教育を実施し、各部局等ごとに定めたコンプライアンス推進責任者による徹底した受講管理・指導を行わせるとともに、教育に併せてテストを行い理解度を判定する。また、テスト結果を分析し、コンプライアンス教育の質を高め、公的研究費等の適正使用の意識の向上を図る。

- ① 平成30年度の受講内容等を踏まえ、eラーニングによる不正使用防止教育の改善を図る。

81 個人情報等の管理状況を再確認し、管理を徹底するとともに、構成員の個人情報保護意識を向上させ、情報漏えい防止対策を更に強化する。

- ① 個人情報保護教育（eラーニング）研修及び確認テストを行い、構成員の個人情報保護意識を向上させる。また、個人情報管理点検表を規則に沿った点検項目に見直して保護管理者に点検させ、管理体制の見直しや改善点がある場合には保護管理者の責任において改善する。また、新たに職員向けの点検表も整備し、個人情報の取り扱いや管理について徹底する。

82 外部からの不正アクセスを防止するため、全学的な情報セキュリティ対策の推進体制を再整備するとともに、日々変化する脅威やリスクに対応した講習と確認テストを毎年1回以上実施し、構成員のセキュリティ意識を向上させ、大学の情報セキュリティ対策を更に強化する。

- ① 島根大学 CSIRT の実務内容を精査し、規則や手順・マニュアルを見直し、多様化する情報セキュリティインシデントについて対応する。また、情報セキュリティに関する e-ラーニングを含む講習及び確認テストを行うとともに、新入生には情報リテラシー教育の一環として情報セキュリティに関するハンドブックを配布し、情報セキュリティの意識向上を図る。不正アクセスを防止するための対策として、パスワードポリシーや多要素認証について、e-ラーニングを含む講習に盛り込み、周知・利用の推進を図り、また、新たなセキュリティ対策についても検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,671,331 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

なし

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・(川津)総合研究棟改修（生物資源科学系） ・(塩冶)総合研究棟改修（臨床系） ・(川津他)ライフライン再生（給排水設備） ・小規模改修	総額 1,298	施設整備費補助金 (1,263) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (35)

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- ・教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し、学長のリーダーシップのもと、中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。
- ・教員の人事・給与システムの弾力化に積極的に取り組み、特に退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、計画に基づき業績連動型年俸制の導入を促進するとともに外国人教員についても比率の増加を図る。
- ・一般職員の人材育成方針に基づき、複線型キャリアパスを更に推進するとともに、地方公共団体等との人事交流を行う。
- ・女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備する。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 1,347人

また、任期付職員数(注)の見込みを241人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込 17,657百万円 (退職手当は除く)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,218
施設整備費補助金	1,274
船舶建造補助金	0
補助金等収入	785
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	35
自己収入	22,961
授業料、入学料及び検定料収入	3,423
附属病院収入	19,144
財産処分収入	0
雑収入	394
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,717
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	36,988
支出	
業務費	31,822
教育研究経費	13,899
診療経費	17,923
施設整備費	1,309
船舶建造費	0
補助金等	785
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,717
貸付金	0
長期借入金償還金	1,356
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	36,988

〔人件費の見積り〕

期間中総額 17,657百万円を支出する。(退職手当は除く)

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額1,263百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額11百万円

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額1,427百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額290百万円

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	35,256
業務費	32,562
教育研究経費	2,722
診療経費	10,283
受託研究費等	1,191
役員人件費	127
教員人件費	8,268
職員人件費	9,972
一般管理費	667
財務費用	124
雑損	0
減価償却費	1,902
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	35,476
運営費交付金収益	9,605
授業料収益	3,213
入学金収益	434
検定料収益	111
附属病院収益	19,144
受託研究等収益	1,191
補助金等収益	279
寄附金収益	467
施設費収益	131
財務収益	7
雑益	388
資産見返運営費交付金戻入	313
資産見返補助金等戻入	122
資産見返寄附金戻入	74
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	220
目的積立金取崩益	0
総利益	220

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	38,381
業務活動による支出	33,325
投資活動による支出	2,487
財務活動による支出	1,356
翌年度への繰越金	1,213
資金収入	38,381
業務活動による収入	35,680
運営費交付金による収入	10,218
授業料、入学金及び検定料による収入	3,423
附属病院収入	19,144
受託研究等収入	1,191
補助金等収入	785
寄附金収入	526
その他の収入	394
投資活動による収入	1,309
施設費による収入	1,309
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,393

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	330 人	
	社会文化学科	220 人	
	言語文化学科	230 人	
	編入学	20 人	
教育学部	学校教育課程	560 人	
	(うち教員養成に係る分野)	560 人)	
人間科学部	人間科学科	240 人	
医学部	医学科	612 人	
	(うち医師養成に係る分野)	612 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
	編入学	20 人	
総合理工学部	物理・マテリアル工学科	146 人	
	物質化学科	146 人	
	地球科学科	100 人	
	数理科学科	100 人	
	知能情報デザイン学科	100 人	
	機械・電気電子工学科	288 人	
	建築デザイン学科	80 人	
	物質科学科【H30募集停止】	260 人	
	地球資源環境学科【H30募集停止】	100 人	
	数理・情報システム学科【H30募集停止】	200 人	
	建築・生産設計工学科【H30募集停止】	80 人	
	編入学	24 人	
	生物資源科学部	生命科学科	140 人
		農林生産学科	290 人
		環境共生科学科	140 人
		生物科学科【H30募集停止】	60 人
生命工学科【H30募集停止】		80 人	
地域環境科学科【H30募集停止】		90 人	
編入学		40 人	
人文社会科学部		法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	34 人
		(うち専門職学位課程)	34 人)
		臨床心理専攻	16 人
	(うち修士課程)	16 人)	
	医学系研究科	医科学専攻	150 人
		(うち修士課程)	30 人)
(うち博士課程)		120 人)	

	看護学専攻	30人
	（うち博士前期課程	24人）
	（うち博士後期課程	6人）
自然科学研究科	理工学専攻	158人
	（うち博士前期課程	158人）
	環境システム科学専攻	156人
	（うち博士前期課程	156人）
	農生命科学専攻	86人
	（うち博士前期課程	86人）
総合理工学研究科	総合理工学専攻	36人
	（うち博士後期課程	36人）
附属幼稚園	65人	
	学級数 3	
附属義務教育学校	普通学級	
	760人	
	学級数 24	